

平成26年度 第3回 大阪府子ども施策審議会 計画策定部会

日 時：平成26年11月6日（木）
午後5時から7時まで
場 所：プリムローズ大阪 松寿

【事務局】

(議題1について説明)

【部会長】

ありがとうございました。時間があまりないですが、ぜひ、ここで委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。子ども総合計画、貧困対策のこと、最後のお話とあわせて、どこからでも結構ですので、お願いいたします。

【委員】

参考資料1の貧困対策についてというところの6ページ、7ページ、小学生・中学生・高校生等々とあるのですが、すべて学校に関わってきて、学校の先生に大変重たく感じるのではないかと気がして、外部との連携というか、いろいろな取り込めるような形の方法とか、書きぶりというのが一つ必要なのかと思います。すべて先生方にお任せするように僕は捉えてしまいましたので、そこのところお願いしたいと思います。

上の就学前のところ、幼児教育の質の向上のところ、校種間のところに支援学校が入っていますが、今は支援学校でいいのですか。それとも特別支援学校のことなのですか。

【事務局】

大阪府では支援学校です。

【委員】

支援学校でいいわけですね。

これが小学生・中学生・高校生とすべて関わってくるということでしょうか。前には小学校・中学校・高校とあって、支援学校とありますので、下の箱のくくりが小学生・中学生・高校生という学校のくくりではなくて、学生のくくりとしてくくられていますので、その辺がすべて支援学校の小学生・中学生・高校生という関わり方でいいのかどうかです。

【部会長】

はい。今の点、簡単にお答えできることであればお願いいたします。

【事務局】

それぞれの段階の小中高との間の連携ということですか。

【委員】

連携はわかるのです。学校同士とか、幼稚園と小学校さんとか、保育所と小学校さんとか、中高の一貫教育とかということで連携はわかるのですが、ただ、下の箱書きが、就学前と小学生・中学生・高校生という学生に対してくくりがされています。そのようなときに、上の就学前の連携のところに書かれている学校名が、下に降りてくるのかどうかです。

【部会長】

一番上の就学前の、2行目のところですね。

【事務局】

すみません。今回、場所が就学前に書かせていただいているのですが、あくまで保育所等、また、幼稚園・小学校・中学校・高校・支援学校、校種間の連携の強化という意味ですので、少し記載を検討させていただくようにいたします。誤解があるようですので、そうさせていただきます。

【委員】

上に書かれていて、下が学生さんのくくりになっていると、それが上から降りてくる表になりますので、その辺もう一度、はっきりとするようお願いいたします。

【事務局】

はい。わかりました。

【委員】

別に切らずに一緒に入れてください。

【事務局】

はい。

【部会長】

ありがとうございます。先生、それでよろしかったでしょうか。

【委員】

結構でございます。

【部会長】

子どもの貧困の話が出ましたので、貧困対策のところでご意見はいかがでしょう。

【委員】

参考資料の1なのですが、子どもの貧困を考える際の課題認識で、大きく子どもと家庭というところで挙げていただいている、資料を見ていくと、子どもに対して、家庭に対しての施策につながっていく形になっているのだと思いますが、家庭、子どもにあわせて、それらを取り巻く社会をどのように捉えるのかみたいな視点を入れていただければいいのではないかと考えております。

もう一つ、先生がおっしゃったことで、全体を見ると学校の負担が多いという部分があるのだと思います。私も同じような認識を持っている中で、学校にどのようなところを求めていくのか、これからの学校教育をどのように考えるのか、特に貧困対策についてというところです。そこについての視点というものを明確に打ち出すことができれば非常に良いものになるのではないかと考えております。

具体的には5ページですが、子どもに視点を置いた切れ目のない支援の実施、次の家庭への支援というところで止まってしまうので、どのような家庭環境であっても、生活状況であっても子どものライフチャンスが平等になるような社会をめざすみたいなイメージ、子どもや家庭を取り巻く社会をどのように認識するかというところがあるといいのかと思います。

ただ、社会というところに出た場合、それに対する施策とは何なのだというときに、少

し難しい部分が出てくるのかと思いますが、今回の大綱を見ますと、参考資料の一枚めくったところに基本的な方針が10個もあるのですが、例えばそのうちの9番ですが、「官と民の連携等によって、子どもの貧困対策を国民運動として展開する」と文がありまして、多くの計画に入ってくる部分と言うのは、府としてどのような事業をやっていくのかだと思いますが、公と民がどのように連携するのかみたいなところをイメージすると、社会に対して具体的な取組みが見えてくる部分もあるのかと感じました。私もまだまだわからないところがあるのですが、感想めいたところで私の考えを言わせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。

【委員】

参考資料1の5ページ目の「大阪府における子ども貧困対策の視点」の中の(1)の一つ目、「子どもたちの生活や成長を権利として保障する観点から、第一に子どもに視点において、切れ目のない支援と環境の整備等を図ること」と書かれていますが、例えば能勢町の野外センターとか、海洋センターとか、大阪府が本来所持して運営をし、貧困な子どもたちや家庭でも使えるような安価な設定でやられていたような施策をことごとく切られております。そのこととこれとはどのような整合性があるのかお聞かせいただきたいです。理念としては、このような題目を言っておいて、現実の施策は「不必要なもの」という判定の中で、どんどん削っていっているということはということなのですか。

【事務局】

過去に廃止した施設等については、それぞれ費用対効果といったような観点から廃止になったと思うのですが、それとの整合性ということですが、私どもはビッグバンという大型児童館も持っていますし、そのような部分、われわれが所管している部分については、もちろん維持・充実を図っていきたいと考えております。

【委員】

ビッグバンは南にありまして、なかなか北の人たちが行くのには難しい条件だったり、やはり府内の方々が利用しやすいような形で満遍なく整備することをイメージされているのであればいいのですが、切ってきただけで、今後されないのであれば、これは何なのですかということです。

【事務局】

新たな施設を作っていくという部分についてはなかなか難しい部分があって、それとの兼ね合いでこの部分が少し言いすぎではないかということでしょう。

【委員】

できもしないことを書いているのであれば、そのようなことになります。あらためて施策はできませんとおっしゃるならそのようなことになりますね。

【事務局】

ただ、施設とか、施設整備だけではないと思いますので、そのような施策も含めて、このような思いでやっていきたいと出していこうと思います。

【委員】

念仏ではいけないと思います。

【部会長】

ありがとうございます。具体性がここに書かれていることを今後指標ということも出されているのですが、具体的にどのように展開していかれるのかという意味でもあるかと思えます。その辺をこれから肉付けして、府民に見えるようにしていただきたいと思います。

先ほど委員の皆さま方がおっしゃっていたところで、学校のところも、非常に学校に負担があるように見えるのではないかと。実はこの前の豊中の審議会でも出ていたのですが、「なぜ学校なのか」とか、学校の先生方に何かしていただくというプランではないのに、そのように見えるということです。子どもの貧困対策会議の委員もさせていただいて、決して教員に何か負担をこれ以上課すという議論ではなく、学校というのは、全員の子どもたちが行く義務教育で、保健所は全数把握していて、次に全数把握できる所は学校しかないわけで、学校という所でどのようにサービスとリンクさせていくのかというのは、教師の仕事だという意味ではなくて、学校を拠点にしていくという議論に国でもなったのです。

プラットフォームが難しいとおっしゃったのですが、逆にプラットフォームのほうがわかりやすい、内閣府も「なぜプラットフォームという意味が伝わらないのか」とおっしゃっていたのですが、プラットフォームとは、そのような意味で、教師がすべてをやるということではなくて、ここでも皆さまの懸念が伝わったので、大阪府として「なぜ学校なのか」ということで、学校にいっぱいポイントが分かれるのであれば、その辺も説明をされたほうが誤解が生じないと思います。ほかいかがでしょうか。

【委員】

関連していると思いますが、私が見ているページは6ページなのですが、子どもに視点をおいた切れ目のない支援と言ったときに、地域子育て支援事業を運営している在宅の子育て家庭のことを考えるのですが、学校を中心というお話なのですが、特に就学前・就園前というところでも、11年間の現場の中でどんどん家庭が裕福でなくなっていくという感覚というのを持っていて、貧困というのは、0歳、1歳、2歳から家庭の中で起きていると感じています。

この就学前が、三つ目の丸の「専門性を生かした子育て支援、幼稚園教諭・保育士」と具体的な資格名が出てきてしまって、担い手をとってもイメージさせてしまうのですが、そうするとイメージ的に0歳、1歳、2歳が入ってきていないような気がしますので、貧困対策の中に、生まれる前からとか、妊婦のときからとか、生まれて幼稚園に行くまでというところもイメージしていただきたいと思います。

例えば事業で言うと、ここに人を書くのがいいのか、利用者支援事業などは、誰が担うかは別として、このようなことが関係してくるのではないかと、虐待とか、そのような貧困とか、個別のケースとか、家庭の状況などを把握していくコーディネーターという人というのが、このようなものを担っていくのかと思いますが、そのようなことがここに入るのか、全体に入るのかは別として、もう少し小さい子どものところも入れてほしいと思いました。イメージということです。

【部会長】

はい。ありがとうございます。

【委員】

同じ6ページのところで、小学生・中学生のところにあります「地域による学習支援」という項目が挙がっていますが、具体的に何をどのようにするのかというところは難しいのかと思ひまして、学校に対するプラットフォームとしての学校という期待がある一方で、地域の中、社会の中でどのように学習支援していくのか、子育てしていくのかというところが一つの突破口になるのではないかと感じがしております。

もう一つ、資料の2ですが、こちらの第二章の26ページに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の制定」というところがありまして、26ページ以降、これについても、ここは基本的には現状と課題について述べるところだと思ひますが、これから書き進めると考えればいいのでしょうか。

ここを見ますと、「法律ができましたのでこれからやっていきますよ」ということだと思ひますが、どのように進めていくのか、先ほどの先生の話ではないですが、施策として不十分ではないかといったときに、どのような基本的な考え方があって、それに対して不十分だということが出てくると思ひますので、参考資料1の4ページにあるような「子どもの視点から、家庭の視点から」という面で、貧困に対してどのように府として考えて、施策をするのかという部分の基本的な認識をしっかりと持たないと、結局、「いるのかいないのか、予算をどうするの」と言われたときに、弱い部分になってくると思ひますので、これから肉付けしていく必要があるのではという感じを持ちました。以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。今、おっしゃられたように、特に総合計画でほかのところは随分議論して、今までも何度も目に触れながらきたわけですが、子どもの貧困に関しては、議論する時間も少なく、皆さんがおっしゃるようなこと、いろいろとあるわけですが、きょうも時間が足りないと思ひますが、先生のお話のように、これをどのように説明されるのでしょうか。今後、これを検討していく途中というような感じになるのでしょうか。

【事務局】

予定ばかり言うと申し訳ないのですが、次の27日に審議会を予定させて頂いておりますので、そこでご意見は頂戴するということになると思ひます。その後、パブリックコメントということを考えておりまして、なお、もう少し議論を深めないといけないというこ

とであれば、もう一度、このような部会という形でご議論いただく機会を設けるのかどうかということかと思えます。

今、お聞きしていて、今のたたずまいで貧困のところの全体像がきちんとお示しできるのかということもありますので、もう少しボリュームを上げて、別冊にするとか、たたずまいとか、見せ方は検討がいるかと、今、お話をお聞きしていて思ったところでございます。

【部会長】

少し量もありますし、きょうの時間の制限もありますし、意見もあるかと思えます。

【委員】

一つは、何回聞いても思い出せないことなのですが、言葉の確認だけで、最初、先生から、「特別支援学校ではないのですか」ということで、いや、「大阪では支援学校・支援学級です」と言われましたが、仕組みは支援学校・支援学級ですね。そこでやっている教育の中身は特別支援教育ですね。その使い分けでいいのですね。仕組みが特別ではなくて、中身が特別が付いているということですね。わかりました。それも確認だけです。

次に、近い部分もあるのですが、認定こども園と幼保連携型認定こども園が混在していて、それは明確に使い分けられていると考えていいですか。認定こども園と書いているときには、4類型が全部入っていて、認定こども園の推進とか、あと各課というのは全部のことを指していて、その「予算うんぬん」というのは、それでいいのかどうかということです。

全体として、保育所と幼稚園と認定こども園という枠組みなので、幼稚園がところどころ「私立幼稚園」という感じの言葉があって、それが新しい制度では二つに分かれますね。そのところで、大阪府としては両方管轄するのですが、立場として、認定こども園は移行促進ですと。一気に今の私学助成幼稚園をそこまで行かそうとするのか、「いったん私学助成から施設型給付幼稚園にとりあえずきて、市町村でやってくださいよ」と。「その中から行ってよ」と。施設型幼稚園のイメージがあまり読み取れないのです。

それをどのように位置づけようとしているのか。方向として、あまり事業者に対して政策が強引な移行促進をしてはいけないだろうと思いつつも、大きな流れの中で、一定方向を作ったときに、施設型給付幼稚園がほとんど出てきていないようなことが気になりました。そのようなことをどのように位置づけるのですか。

今、やられていた子どもの貧困のところについて言うと、きょう、新たに出た参考資料で議論が進んでいますが、むしろ、全体のバランスからは、委員の皆さん、57ページ、58ページを見られたほうがいいのではないかと思います。

【部会長】

そうですね。

【委員】

全部いろいろくっついていて、それを見たときに、先生が言われた分を書きすぎると、

44ページの就学前の子育て支援とほとんど重なっていくのです。

再掲と書いて、後ろは見出しだけあって文章をほとんど入れないようにするとか、何かしないと、貧困だけを何もかもほうりこんだら、よそのやつがみんなここに入り込んできて、何をやるのという感じになります。

【委員】

まさにそのことを事前に説明くださったことをお伝えしたのですが、多分、資料3の計画で見て、確実に基本方針1、2、3にも、この貧困の問題は入っているからだと思っているのですが、それを別出しにするのなら、16で申し訳程度に入れるのではなくて、どちらかだと思いますが、逆に大阪の貧困率が高いのだから、そこを重点的に大阪府としてやるのですよと打ち出しても、別の項目を立ててするぐらいのほうが資料的に自然に感じますという話をしていたのです。

【部会長】

ここの資料3の56ページ以降はあっさりさせてということですね。

【委員】

そういう方法もあるし、一緒にするにしても何か強引と言ったら駄目ですが、入り込んでいる感じがとてもしますので、難しいと思います。例えば38ページで16と急に入っていますが、基本方針、資料3にだけ係る話ではないので、そこがとても違和感がありますとお伝えしたかったのです。どこにも係ることです。

【部会長】

そうですね。

【委員】

特別にするのなら特別にして、隠さなくてもいいのではないかと思います。どこかに入れ込もうとすると不自然な感じになり、今、先生が言われたように、全部に入れないといけなくなります。

【部会長】

この貧困をどのように扱うかということで、大綱ができたのが8月末と後からですので、この計画の中でどのように扱うのか、今の案でどちらでいくのかという案を出してもらったほうがいいかもしれませんね。事務局としてはいかがでしょうか。

【事務局】

当初は今回お示しさせていただいたみたいに、重点施策の一つというような整理ではどうかと、一旦、今日はそのようなご提案をさせていただいているわけですが、先生方のご意見を賜っていると、むしろきちんと書いたほうがいいのかというふうにも感じましたので、少しそこは検討させていただくということで引き取らせて頂いてよろしいでしょうか。

【部会長】

お願いいたします。前日も事前にお話しさせていただいたのですが、先生と同じ意味で、

いろいろな施策がここに全部絡んでくるので、横串に刺すような推進体制の委員会を作るとか、推進の仕組みをどのように作っていくのかみたいなものも記載して、先ほどから出ているいろいろな具体的な方針のところ、就学援助率で言えば、全国平均は15%ですが、大阪府は30%でそれ以上ですから、6人に一人ではなく、3人に一人なわけですので、そのような意味では横串に立つような推進体制をどのようにするのか、先ほどの先生の具体的な何をどのようにしようとしているのかということも含めて、推進をどのようにしていくかも触れてほしいと思います。横串を刺していくということです。

それではここの子どもの貧困についての表し方については、預らせてくださいとおっしゃってくださったので、もう一度ご検討いただくということをお願いします。貧困以外でありますか。

【委員】

44ページの「就学前の子育て支援の充実」のところに、認定こども園のところで「幼稚園・保育園・地域うんぬん」と書かれているのですが、ここの書きぶりは、どちらかと言うと、待機児解消のことや認定こども園のことが重点の書きぶりなのです。一番下の表も含めてですが、幼稚園は、当分の間、私立幼稚園として残る所もあり、公立幼稚園は施設給付に入っていくのかもしれませんが、私立幼稚園は純粋に幼稚園として残る所がありますが、割と人数的に規模の大きな所が残られることについての言及はゼロですね。

「就学前の子育て支援の充実」という項目の中で、私立幼稚園は認定こども園にいかれずに、私立幼稚園として残られる園というのがあられるわけですね。8割ぐらいあるわけですね。そのことについての言及というのはほとんどなくて、待機児童解消とか、就学前の子育て支援のことが書かれているだけです。私立幼稚園はどこに出てるのですか。ほかに項目があるのですか。

【事務局】

そこはここの中のところ、右の下の円のところで幼稚園・保育所と出ています。

【委員】

名前は出ているのですが、こちらの吹き出しのところ、下の表のところには一つも出ていません。

【事務局】

吹き出しのところで、表題こそそのような表題でございますが、別に待機児童解消ということに特化したことではないですが、一つめの四角のところ、さまざまな状況にあわせて教育・保育の場を確保させていただくという記載をさせていただいております。

【委員】

上の四角は、さまざまな機能や特徴を併せ持つ地域の子育て支援を行う施設が幼稚園と保育園だと。

【事務局】

認定こども園です。

【委員】

認定こども園ですね。下の四角は何ですか。

【事務局】

下の四角のところは、認定こども園に移行されない施設のことを念頭に書かせていただいているところでございます。表題としっかりこないということですね。

【委員】

「待機児童解消に努めます」という項目の中にくくられているのですか。

【事務局】

今のところそういうことです。

【委員】

それは違いますね。幼児教育自体が充実されたり、発展したりするということはどこかになかったらいけないと思います。

【事務局】

ここの記述は、二つ四角に分けて書いていますように、上で幼稚園・保育所・地域型保育ということで、地域のさまざまな実情にあわせて、新制度導入における教育・保育の場、全体として私学助成に残る幼稚園も施設型教育に入る幼稚園も教育を提供する場として、あと保育所については、保育とその保育の中に含まれている教育、0歳、1歳、2歳の地域型保育ということで、保育・教育の場の確保という点では前の部分です。待機児童の上のタイトルという部分は、教育・保育の場を確保して待機児童の解消に努めますというよりは、まず、教育・保育の場を確保すると、特に0歳、1歳、2歳児の待機児童解消には、この幼稚園・保育所・地域型保育の中の部分、そのようになりますと保育所・地域型保育ですが、その下の四角の部分は地域型保育で待機児童の解消を努めるということです。

【委員】

それだと今おっしゃっていることと書きぶりが違います。

【部会長】

「しつつ」としたらどうですか。「教育・保育の場を確保しつつ」としてはどうですか。

【委員】

待機児童を解消に努めますということが目的となっているのではないですか。

【事務局】

タイトルがそのように埋めてしまうので、そこはタイトルをもう少し変えていきたいと思えます。

【委員】

そうですね。

【事務局】

気持ちは、まずは教育と保育の場をきちんと確保するということですね。

【委員】

確保という述べ方が、数の問題のような感じがします。充実・発展のようなさせるというような施策がここに書いていないと困るわけです。確保ではないです。数はあるのですから、それが充実するような施策を子ども総合計画の中にきちんと謳うことが大切ではないですか。

【事務局】

少し待機児童の解消の対象のところに寄りかかった書き方になっているということです。これまで充実してきた就学前の教育の部分、その部分の維持・充実をどのように確保するのかということで記載を少し工夫させていただきたいと思います。

【部会長】

そうですね。この文章が二つの意味があるのであれば、二つに分けていただいたほうがいいと思います。ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

【委員】

似たようなことですみません。76ページの教育・保育を行う者の質の向上、保育教諭・幼稚園教諭・保育士を対象者として研修等実施しますというところで、三つ研修を挙げられているのですが、保育が関わっているのは、三つ目の「就学前人権教育研修」ですか。

【事務局】

全部保育所からも参加をいただいております。

【委員】

そうですか。見たところ幼稚園さんの研修ばかりかと思いました。

【事務局】

基本は、上二つは教育委員会で主催、下の就学前については、三課の協管ということです。

【委員】

ご案内はいただいておりますが、上二つはご案内いただいておりますか。

【事務局】

市町村を通じて全部やっております。

【委員】

市町村が送っていないのでしょうか。

【部会長】

逆に、三つしかないということですか。もう少しあるのですね。選択されているということですか。

【事務局】

府で主催としてやっているものはこれのみです。

【部会長】

三つしかないわけですか。

【事務局】

はい。

【委員】

代理研修とか、委託研修とかはないのですか。本来、府がすべき研修を他の機関にお任せする部分がありますが、それはないのですか。

【事務局】

それはほかにもあります。

【委員】

もし、あるのであれば、全部名前を書いてしまわなくとも、「そのようなこともありますよ」と書いておいていただかないと、われわれ三つしか研修をしていないのかということになります。

【事務局】

ただ、保育の世界は、いろいろな幼保研修とか、そのようなものが提供されていますので、そこをきちんと紹介させていただいていますが、府が実際に予算を付けてやっている部分はそれほどたくさんありません。

【委員】

府独自でしなくとも、協力団体とか、それぞれの各種団体が行う研修というのはどうなのでしょう。

【事務局】

関係団体がされている分をこの事業計画に書けるのかとどうかという問題もありますので、そこまではというところです。

【委員】

資質の向上は、例えばそれぞれの各団体であるとか、協会等によって行われていますが、それに加えて大阪府としては「以下のような」という書きぶりであるとか、そのようなご配慮をいただければと思います。

【事務局】

社会福祉協議会の研修とかも府から積極的に紹介してとか、市町村を通じて促進を図っているとかもあります。

【委員】

その辺も書いていただくと、資質の向上はこの三つだけかと言われると、われわれ「もっとやりますよ」と言いたくなりますので、よろしく願いいたします。

【事務局】

こちらは申し訳ないですが、保育教諭・幼稚園教諭・保育士というくくりで、この全員が参加できる研修という書き方をしてしまいましたので、今、先生がご指摘いただいたものも少し工夫してやっていきたいと思っています。

【委員】

全員が参加するということなのですね。

【事務局】

府で実施しているものとして、かなりくくられている形なので、もう少し書き方を工夫をしていきたいと思います。

【委員】

一段下げてでも、何かこれ以外にも、というものをお願いできればありがたいです。

【事務局】

はい。

【委員】

質問なのですが、これは全員が参加できるキャパシティの会場でやっておられるのですか。

【事務局】

全員とおっしゃるのは。

【委員】

例えば全施設の何万人という教諭や保育士たちがいるわけです。それを大阪府が実施されて、全員が参加できるキャパシティがあるのですか。

【事務局】

全職種を対象としております。

【委員】

職種というのが対象ですね。時間的な余裕とか、いろいろなことがありますが、なかなか全員が参加することは難しいですね。

【事務局】

申し訳ございません。

【山縣委員】

今のところいいですか。

【部会長】

はい。

【委員】

これは現状を書いています。現状を書き続けるということであれば、保育教諭がないと思いますし、今後のことを考えたら、保育所・幼稚園・認定こども園と、真ん中のところ、「幼稚園の教育課程」とかになってしまっていて、将来に向けて書くとしたら、「幼児期の教育・保育」とか、要するに子どもに対して使っているような言葉遣いで、あまり保育所・幼稚園が別々にあってという弊害を引きずらなくても、将来向けの言葉遣いに変えていいのであれば、「幼児期の保育・教育に関わる専門職の質の向上で、幼児期の保育・教育に係る人はいろいろな場所におられますよ」と。子どもたちの視点で言えば、「地域型保育の人たちも質を上げてもらわないと困る」ということで、そのような人たちにも可能性というあたりが書けるのかと思います。

2番目のところですが、幼稚園だけに限定するのが少し気になります。

【委員】

幼稚園教育と書いていますね。

【委員】

そうなる私立から来られた認定こども園も違うという話になりますが、それはここにもあっていいと思いますし、やろうとしておられることが判明するようなもので、しかも、将来、この手法の間で使えそうな言葉に置き換えたらどうでしょうか。

【委員】

先生のおっしゃったことに付け足しで言えば、研修とか、質の向上というのは、市町村にというよりか、大阪府でやってほしい一つなので、今後、地域子ども・子育て支援事業に従事するものの確保のところの(2)でも、今、やっていることは、人材育成の学童の先生の研修だけかもしれませんが、「追って検討」と書いてくれておりますが、「そのようなことを促進していきますよ」と書いていただければ、先ほど先生がおっしゃったようなことにもつながるといえるか、「今後、このようなことができたときは応援しますよ」とか、「研修に力を入れます」ということを書いていただければと思います。やることだけを具体的に書くだけでなく、お願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。この大きな表題は、量の見込み及びその提供体制の確保というところですね。「今後」ということが入っているので、今、出た意見を踏まえて、あることを並べるだけという形でないほうがいいのかと思いますので、お願いいたします。ほかはよろしいでしょうか。

それでは時間も押して、次の案件に移らせていただけてよろしいでしょうか。議事2の「新制度の事務の状況」についてご説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】

(議事2について説明)

【部会長】

はい。ありがとうございます。ここで皆さんからのご意見をいただきたいところなのですが、安家委員から新制度の移行の論点メモのご説明をお願いいたします。

【委員】

ありがとうございます。新制度の移行にあたって、大きな制度改革、特に私立幼稚園が新制度に移るときに一番大きな変革が迫られるということもあって、現在、制度の作り込みが不十分な中で、移行をためらったり、保護者負担が各市町村で決まっていなかったりという状況の中で、われわれの従来の慣習ですと、10月に園児募集をするときには、保護者に「あなたの納付金はこれだけですよ」ときちんと明示をさせていただいているのに、「現在はいくらになるかわかりません」という戸惑いが、保護者にも事業者にもより大きくあります。

まず、1点目は、従来、私立幼稚園は、私学審議会という審議会で幼稚園の設置認可の審議が行われて設置をするということで、過度にたくさんの供給体制にならないように、ある意味バランスの取り方であったり、いろいろとしてきたわけです。それと比較して、市町村が設置をしている公立幼稚園・公立保育所・民間の保育所、基本的な民間の保育所は大阪府が認可をしますが、市町村の進達を持って認可をしているので、そのようなバランスはあまり考えられていない施設と、私立幼稚園は、ある一定のバランスを持って、大阪府内に430ぐらいの私立幼稚園が分布していると。このような二つのものが、今回、施設型給付という形で一つになっていくのです。従来、私学審議会で考えられてきた私立幼稚園の設置認可と、市町村が主に設置認可する公立の幼保と、民間の保育所、これが一体になっていくということになります。

地域によっては、ほぼ背中合わせに施設がある所、幼稚園と保育園が背中合わせになる所も実態としてはあって、今後、子どもの数が平成29年ぐらいから、がくっと首が折れるように下がっていく、このような予測は大阪府の中にあるわけで、非常に皆さま方はナーバスになっておられます。現在、特に施設整備をやっておられる園については、多額の資金をかけてやっておられて、当然、そこには借入金等も付いておりますので、それを返済していく計画だとか、さまざまなことが案件の中の大きなファクターになっていることなのですが、広域調整を行う必要があるのではないかということがあると思います。

例えば認定こども園は4類型、ご存じのようにあります。幼保連携型は、学校と児童福祉施設の機能を兼ね備えた施設という考え方なのです。幼稚園型は、学校に児童福祉施設の機能を付加する。学校に児童福祉施設をくっつける。保育所型は、児童福祉施設に学校の機能をくっつける。だから、1号の子どもが入るという意味です。幼稚園に児童福祉施設が入るということは、学校に来ていた1号の子どもに対して2号の子どもが入れるようにするという形です。

そのようなことをしたときに、幼稚園型の場合は、市の了解によって2号の定員を設けることができるのです。幼稚園型に移行する場合、市との協議によって幼稚園の子どもだけではなくて、従来、保育所に入っていた2号の子ども定員を設けて、幼稚園の中に1号と2号の子どもが混在するということなのです。

一方、保育所型の場合は、児童福祉施設の中に学校の機能を付加させるわけですので、1号の子どもが入ってくるということです。

大阪府内の中で、現実に出てきている問題ですが、民間保育所の方が、3歳、4歳、5歳の1号の定員を例えば20人、20人、20人の定員をプラス設けます。保育室も庭も余裕があるので「それはできます」という案件があるわけです。その場合に、従来の保育所であれば120人という定員の所に、20人、20人、20人の1号が入りますので、60人入ると180人の幼稚園と保育園の施設がくっついたものが出来上がるわけです。これは一つの幼稚園が新たにできることと同じことになります。一つの幼稚園が忽然とそこに出現する形なのです。

従来、幼稚園は、私学審議会を通過してきますので、そのようなことはあり得なかったのですが、ま隣に幼稚園があっても、その隣の保育園の中に幼稚園が突然できることです。これは内閣府に確認いたしますと、当然、私学審議会で一定の審議があってこそできることだけでも、都道府県によって私学審議会のあり方がさまざまなので、「これについては都道府県にお任せになるのだけれど」という見解なわけです。

そのように従来の役割が分担されていた所から、二つのものが一つになっていくような方向性になったときに、それを審議するのが、先ほどおっしゃっていただいた認定こども園部会、認可部会で、この場合は、幼保連携型だけをするような書きぶりです。しかし、保育所型も幼稚園型も、一定広域的に視野に入れて考えるということが必要なのではないかということが一点。

利用者の負担ですが、今回、市によって利用者の負担が違います。最高額は所得の高い方については、2万5700円という金額が国から示されていますが、市によってそれを75%にして、1万9000円を徴収する所、2万5700円の所、満額の所、満額を取った形にしなから、1万5700円を保護者に補助して、実質負担を1万円にする所。

ある市、これは岡山県の市ですが、2万5700円を6500円まで値下げして徴収する所、これはさまざまなのです。市によってさまざまなのですが、私立幼稚園の特性は、市域をまたいで園児が行き来しています。市の境目にある園にとっては隣の市の園児が半分ぐらい入っている園もあるわけです。これが保育所の場合は、基本的には基礎自治体の中で子どもたちが行っているのが基本だったのですが、私立幼稚園は市をまたいで子どもたちが行き来している。通園バスを使っているということも、ある意味その原因なわけですが、そのような状態の中で、市ごとに保育料が非常に違う場合、保護者たちはそれでいいのだろうかということ、そのことはここでしか議論できないのです。市の中では議論ができない、広域調整を担うこの部会、この施策審議会ではできないことなので、このことをどのように考えるかということを一考ある必要はないかと思えます。

もう1点、今回の制度の趣旨は、学校教育である幼稚園と児童福祉施策である保育所の高いところをめざすというのが今回の法の趣旨です。従来、幼稚園は学級担任制ですので、朝9時ごろに来た子どもが2時に帰ります。2時が終わると、担任たちは明日の準備をしたり、会議をしたり、記録を書いたり、研修に出たりという時間にその後を使います。小学校の先生も同じことです。小学校の先生は、放課後児童クラブの担当はいたしません。他の方が来ます。幼稚園教員の場合も、基本的には学級担任をした後は、子どもの預かり保育等に従事せずに、そのようなことをしてきたわけです。

ところが、今回の枠組みの中に、そのような制度設計がきちんと勘案されていると思えないです。

従来の保育所は、8時間子どもたちに向かい合う制度設計です。3歳児の担任であっても、早朝に来て、3時ぐらいに帰っていく。遅出の人は10時ぐらいに来て、夕方の7時ぐらいに帰って行く。9時の時点で子ども的人数が揃っていても学級担任がいない、担当

がないということも保育所の場合は、当然考えられたわけです。それがローテーション出勤でみんなで補い合っているのです。私も保育所をやっているのわかります。

だから、学級担任ではないのです。休暇も長期の休業に基本的には取っています。保育所の場合は、その間と間で全部取っていかないと、日曜日以外は全部子どもがいますので取れないわけです。ウィークデーでもどんどん休暇を与えていかないと年休も取らせてあげられないという形になっています。

そのような違いが高いほうに合わせると、3歳、4歳、5歳の学級担任としての役割が果たせるように、一応国では9時から2時ぐらいまでの時間を教育時間と規定しています。そして、2時以降の時間を保育時間と、教育時間と保育時間との分け方をこのたび国が規定をいたしました。

教育時間については、担当する担任の先生がきちんと入れるような財政的な措置をしなければ、そのようにはできません。例えば3歳、4歳、5歳の担任が教育時間をカバーしようと思うと、3歳、4歳、5歳の担任は中出という一番勤務しやすい時間に出勤してきます。3歳未満の担当、フリーの人たちが早出とか、超早出とか、超遅出のところばかり勤務しなければいけないという不平等が勤務の中で生まれてきてしまいます。そのあたりが、配置基準と学級担任制というものが違って、そのあたりをどのように考えるのかということなのです。

もう1点、入園の時期です。1号認定の子どもは、従来幼稚園の子どもですから10月1日に入園の申し込みをし、私どもの豊中市では、公立幼稚園も10月1日に申し込みをして入園が決まるということですが、保育所のシステムは、11月に申し込んで2月に決定されるということです。これは2号も3号もそのようなシステムになっているのです。今回、認定こども園になった所は、1号の子どもは10月に決まりますが、2号の定員は2月に決まります。もし、そこを50人という定員を設けていて、50人入らないことも考えられます。「先生の所の応募は20人でした」ということも考えられるわけです。10月の段階でこれぐらい来るだろうと思って教員を保育所が配置していたのに、現実、ふたを開けてみたら先生が余ってしまうということも起こってきて、これは財政的に逼迫するということも考えられるわけです。

そのような意味では、1号と2号の子どもは、10月の入園の時期にご一緒に入園の決定をさせていただきたいというようなことも、各市町村にお願いしなければいけません。そのようなことが広域調整であるこの部会の中、広域調整の機関であるこの審議会が一定担う案件の一つなのかと思って、ご提案をいたします。

【部会長】

はい。ありがとうございました。今、4点の提案をいただいたわけです。これに関して委員の先生方、ご意見ありませんでしょうか。

【委員】

素朴な疑問なのですが、教育時間と保育時間というのは初めて聞いたのですが、教育時

間に保育はしていなくて、保育時間に教育はしていないのでしょうか。

【委員】

僕は個人的にはその切り分けは大反対なのです。「保育」というのは、子どもの育ちを保つと書くので、全部を養護と教育という包含の下の言葉と今まで認識していますし、教育と保育というものは、実は分けることができない一体になっているものと認識しているのですが、国が会議の中でそのような決め方をしたのです。子ども・子育て会議の中で、「これが教育時間の真ん中のコアの時間で、それ以外は保育時間と呼ぶ」と国が決めたのです。われわれは反対です。

【委員】

僕のほうからは先生の意見も一理あると思っております。ただ、適正配置については、逆の立場とすれば、3号認定を増やされる所は、うちでもそうですが、近くで30名の定員増、50名の定員増、幼稚園が3号認定をされる。これは保育所が1号認定される所もあるかもしれませんが、逆の立場として、3号認定を幼稚園さんが増やされてきます。

先生のお話の中にあつたことで、うちの本園も30メートルほどで幼稚園さんがあるわけです。そのようなところの兼ね合いも必要でしょうが、うちの本園ともう一つの保育園との間の所で、もう一つ認定こども園さんが30名の定員増されること、これも現実としてあります。しかし、そこは適正配置というものは、保育所のところでは、ほぼ皆無になってきています。

従前でしたら1キロとか、半径2キロ以内、1キロ以内では作らないということではできましたが、待機児童がいる中では、小規模ということができてくると、そのエリアの中にはすべて入ってきますので、今、現実にも1キロ以内に保育園があっても当たり前の時代になっておりますので、その辺が幼稚園さんと少し違うところなのかと思っております。

当然、利用者負担についても他市入所ということで、広域入所、保育園も受けております。数はそれほど多くないですが、職場が本市にあるとか、住居はお隣だけど職場がここにあるからその市で入所ということも、うちでも数は少ないですが受けてきておりますし、そのようなときには補助金等々は出てきません。現実、保育所のところでも出てきません。それがどうかは私達もわかりません。

【委員】

人数が50人と50人が行ったり来たりするときは、市と市でバランスを取っていますが、それが偏ったりする場合や人数が莫大になつたりする可能性もありますし、他県という場合もあります。尼崎市と枚方市という場合もあります。これは従来にはなかった案件です。

【委員】

最後に、3番、4番をお話すると、われわれは職員配置で、教育時間という観念は先生と同じだと思いますが、そのようなことは持っていません。しかし、教育は十分させて

いただいていると自負しておりますし、その11時間の中で子どもたちをどのように見ていくのかというのがわれわれの仕事であって、おっしゃるように9時から2時までという時間がどうだという感覚ではありません。ただ、教育・保育要領で、保育計画というか、教育計画というか、計画を作るときにどうしたらいいのかと、技術的な問題であったり、色を変えてそこを示すものなのか、先生がおっしゃるように時間で区切るものなのか、このようなことも手法の問題としてあるのかと思っております。

この前の学級担任制の25人学級のところで議論がありました。実際30人いるクラスが25人学級になると、5人退所しなければならないのかとお話もあったわけですから、それは先ほどのお話の中で、知事が認めるところで認めていただけるとお伺いはしております。

もう一つ、4番のところの手作り弁当の文化ということもそうなのですが、幼稚園さんはそのような教育をしてこられて、逆に保育所の指導は「弁当の日は作るな」という指導を受けてきています。「行事のとき以外の定例のお弁当の日は設けるな」と今までの指導にあったかと思しますので、そのようなところ、多分、これは4項目だけではなく、設備的なところも、幼稚園から移行する所と保育所から移行する所で、運用についても設備的な部分についても、随分違いがあるのです。この辺を認可をしていく審議会でもどのように整理をしていくのかです。

一つは設備のところではいきますと、幼稚園さんには飲料水設備というのがあります。保育所には、水道水というか、飲料水設備ではなくて、お茶を沸かしてお茶を飲ませているものですから、そのような設備はないわけです。

【委員】

飲料水設備はある所とない所があります。

【委員】

一応項目の中に挙がってくるわけです。そのようなところも含めて、整理をしていかなければならない項目はたくさんあると思います。

【委員】

今、先生がおっしゃったように、待機児童が多いそうですが、幼稚園が3号子どものキャパを作っていくという案件があるとおっしゃっていますが、そのとおりです。その場合においても、市町村だけの判断で「はい」とかの話ではなくて、広域調整を担うセクションが、あとで見せていただくということも必要だと思います。反対の場合は当然だと思います。

【部会長】

はい。ありがとうございます。ほかの先生方、どうでしょうか。岡本委員。

【委員】

保護者が選んでいくのかと思ったりもするのですが、例えば保育料が住んでいる所によってほんの少しで違って、すれすれの所に住んでいたら、「こちらの市に移ろう」というみ

たいなことが起こってきたり、もしかして、「それだったら1号認定がほしい」とか、「3号認定ほしい」ということも含めて、今まで選びようがなかった保護者が、いろいろな情報を持ちながら選んでいくのだらうという気がしてお話を伺っていました。そのときの混乱は、「そんなことだったの。しらなかつたわ」ということはしばらくの間は起こるのでしょうが、今、幼稚園選びのときだけでも「どうするの」と言っています。われわれの拠点でも10月の前になるとうわさ話になって、「どこがどうだ、こうだ」とか、保育所選びになると「どうだ、こうだ」となるのと同じようなことなのかという率直な感想です。

【部会長】

はい。ありがとうございます。

【委員】

何も解決策にはならないかもしれませんが、自分の感想を述べさせていただきます。

私立幼稚園さんが、今までどおり私学としてあり続けようとするのか、基礎自治体ベースの施策に変わろうとするのか、そこだと思います。基礎自治体ベースの施策に変わるということは、私学助成幼稚園でなくなるということです。それは、ある種、広域利用を徐々に設定しなくなるという発想に近づくということでもありますから、保育所の場合は、制度的には民間なのですが、仕組みとしてもほぼ公なのです。私立幼稚園が公の保育所的要素の所に入り込むのか、入り込まないのかという選択はご自由にとされていて、そのネックの部分を考えないと、今の制度をそのまま基礎自治体方式のところに導入して調整するということが不可能だと思います。そこをどのようにするかというところで、どちらがいいのですかと問われても、感覚的には、自分側の感想だけにならざるを得ないですね。

さらに、その上で、先生が言われたところで、「保護者は何で選ぶのだろうか」と考えたときに、今、保育料が園に来たときに「おたくの保育料と違うね」ということで、しかもそこに1万円ぐらいの差があるということが起こります。ぱっと思いついたのが四つぐらい選択肢があって、保育料、当然、できれば理想的には教育・保育の中身で選んでほしいということなのですが、保護者の空いてる時間がどうなのか、使える時間がどうなっているか。

もう一つは、距離とかも含めた利便性ですが、今、先生は「弁当が大切だ」と言われましたが、弁当を導入すると、一般に保護者は給食に長期的には流れる傾向があります。幼稚園さんが弁当を導入されると、段々、自分で朝に弁当を作るのが面倒くさくなり、「お願いします」というようなことをいろいろな私立幼稚園さんで聞かれます。

園バスもそうです。本来は道中におもしろさがあると考えたときに、園バスでぱっと迎えに行くのが子どもにとっていいことなのかというのと、「園が子どもを集めたいからだけではないですか」という見方もあります。道中に親子がいろいろなものを見て話をしながら、「花が咲いたね」とか、そのような関係を作っていくということも考える必要があり、利便性とか、その辺から考えると、保育料が2万円、3万円も違ったら別ですが、数千円の差、2000円、3000円の差であれば、保育料以外の要素のほうが大きいのだと思います。

ます。

【委員】

うわさ話的な話をすると、お母さんたちは5000円ぐらいの差だったら、多分、金額だけでないことで選びます。例えば自分がそれによって収入を得て働きに行けるかもとか、いろいろな生活の幅が広がるので、「パートに行けるかもしれないわ」とか、「今まで拠点に来ていただけれど来ないかも」とかの話も出てきたりします。残念ながら富田林では認定こども園はしないと言っているのですが、「何それ」となっています。

【委員】

そうなのです。5000円が違うかどうかというよりか、今、先生がおっしゃったように、保育園は、弁当はしてはいけない、手作り弁当などは週に1日というのはあり得ないということが今までの指導だったのです。毎日、給食を供給するというので、毎日、給食を供給すると、保護者はとても感謝されます。「本当にありがとうございます。おいしい栄養価のいい給食を」と。「その給食に助けられてこの子は育ちました」とおっしゃるのですが、本来、本末転倒しているだろうと思います。家庭の食事のほうが大切だと私たちは思うわけです。その文化が失われていくというのが一面あるわけです。

もう一つは、今、先生がおっしゃったように、保護者が選ぶときに、この幼稚園型認定こども園は、週1日お弁当なのだ。そのほうが良いと思う人もいます。しかし、一律全部が給食と染め上げられてしまうと、今までのカテゴリーでいくと、幼稚園でなくて、全部大きな保育園に変わっていきます。自治体のエリアの中に入っていく方向性を5年以内に選択しようと思っています。しかし、こちら側が、子どもや保護者のためにいいであろうと思われる施策は、少し柔軟にやらせてもらえるような施策でないと、「これでないと許せません」というものは、これはあまりにも画一的すぎて、私たちは望まないのです。

私立幼稚園はそのように生きてこなかったから、その文化がある程度の幅の中で大切にさせていただく、例えば週に1日、2日に給食を出さなければ、当然、食材費が運営費の中に入っていますから、「その分はもらいすぎですよ」という話になるので、「それは年度末に清算をしましょう」とわれわれは「それでいいでしょう」と言っているのです。市の方は「そのような計算式はありません」とおっしゃいますが、そのような自由なものが担保されるということが、保護者にとっても大切だと思います。

【委員】

1号認定子どもの一時預かり分は可能ですね。もともと給食がありませんから。

【委員】

もちろんそうです。

【委員】

2号、3号だけなのです。

【委員】

おっしゃるとおりです。ただ、1号と2号を混在させて学級を形成するとなっているのです。そうすると、冬場になって、こちらの女の子は、給食の温かい湯気の出ているおうどんを食べていると、こちらでは弁当を食べているという絵柄がそこにあるわけですが、私達教育的に考えて、その絵柄はあまりいただけるものではないわけです。園によっては、保護者の選択によってお弁当を選ばせている所があります。「うちはきょうお弁当持ってきます」とか、「きょうは手で作ってきます」とか、そのようなこともやったことがあります。私どもの場合は、一応園でも統一しているので、できれば手作り弁当のときはみんな手作り弁当にしてほしいわけです。そのようなことを子どもの気持ち、心情に慮っても、そのようなことは大切だと思いますので、1号と2号が混在するということはそのような問題が起こってくるので、それを克服するための余裕はいただきたいということを申し上げたのです。

【部会長】

柔軟性ですね。

【委員】

柔軟性です。移行にあたっての非常に大きなハードルの一つはそれなのです。市町村が非常に堅いです。

【部会長】

ありがとうございます。最後におっしゃられた柔軟性というものを府がどのように広域として示すことができるかの判断にもなってくるということですね。議論を聞かれて何か事務局からありますか。

【事務局】

制度的なところは、府の審議会でご議論があったということで、国への要望などでお伝えはできるかと思えます。この議論があったということ由市町村にお知らせするというのも、仕事としてできると思えます。ただ、利用者負担を市の独自でどれだけ軽減されているかみたいのところとか、そこは府としても口を出した以上、お金も出してほしいとなるとなかなか難しいというところです。

【委員】

先生が言われた部分というのは、広域調整の話ですが、審議会、認定部会を作りますが、そこに要件をきちんと入れておかないといけないのではないかと思います。市町村の事前調整などありますが、市町村の意見で、ある程度供給過多の新設等については、何か意見を言ってこられるだろうと思えます。そのようなこともある程度尊重しながらやるしかないかと思います。府のほうで直接的な調整は、技術的に難しいですね。市町村がしっかり聞く事と、あとは特に私立幼稚園さんの場合、今まで広域でやってきているから、Aという園が、お隣の市から比較的入所者が多かった場合には、Aという園がある市町村だけでなく、お隣にも聞いておかなければいけないのではと思います。「引き続き、おたくからいっぱい抜こうとしておられますよ」とか、「そちらは遠慮しておられますよ」とか、向こ

うの計画も狂うこととなります。相互の計画に影響するということなので、国においては、立地している市町村の意見だけを聞いたらよさそうに見えますが、おそらく今の大阪で言う圏域です。その市町村のご意見も聞いてやるほうがいいのかと思います。それが府でできることではないかと思います。大きなルール違反でもないから、必ずしもそのときに大阪府が大きくは関わらないですが、兵庫県とか京都府との調整をやるのか、これは今でもなかなか難しいことです。

【委員】

尼崎市は、公定価格どおり一番所得の高いほうを取られるのだそうです。2万5700円ということで、豊中市は19000円ぐらいです。同じ所得なら尼崎市の方は豊中市に引っ越ししたいです。同じ所得なら。

もう1点、私立幼稚園は、従来バスを運行してきた園が多かったわけですが、バスについては、私学審議会に建議をして、最初に乗った子どもが40分以上バスに乗らないということを取り決めているのです。これは子どもの健康や社会性の問題から、空間の中に閉じ込めておくことは良くないのではないかという中で、40分と決めています。新たに平成27年度以降になりますと、保育所もバスで送迎することは当然、拒否されていないので、あり得るのです。しかし、40分ルールが保育所の通園バスにもかかるのかどうかです。

【委員】

今、保育所としては基本的にバスはありません。

【委員】

ないのですが持てます。例えば朝だけ回って、定時に子どもが来て、帰りは保護者がピックアップに来るとか、これからはいろいろなケースが考えられると思いますので、そのバスのルールというものを一定お互いに共通理解しておくとか、そのようなことが必要だと思います。そのこともここでしかできません。議論の場は認定部会とかでしかできません。

【委員】

今で言うと、保育所が持てるのは、山間部とか、危険が伴う地域についてはバスが可能です。八尾市さんとか、東大阪市さん、河内長野市などもあります。

【委員】

松原市もあります。

【委員】

松原市は認定こども園がないのでは。

【委員】

宮前つばさがあります。保育所が持っています。幼稚園のようになります。

【委員】

基本的には通園に対して危険が伴うという地域にバスをとということですので、今のとこ

ろはすべての保育園がバスを持っていることはないですが、ただ、おっしゃるように、今後、1号認定比率がどのように増えるのか、また、2号認定に対してバスを運行していいのかどうかということは、まだ何も決まっていないので、これは僕らにもわからないし、その辺が最初にお話ししたように、幼稚園からなられたときに、幼稚園のルールと、保育所からなったときの保育所のルールとどのように整合性を持たせるのかという議論は、やはり必要だと思います。

【委員】

新しい制度はそのような制度なのです。だから、両方のルールと文化を持ち込んでくるので、そのところをどのように調整していくかは、やはり大きな広域の中で考えないと、市域の中だけではなかなか考えるのは難しいです。特にバスの問題は市をまたいでいきま。2歳以下の子どもがバスに一人で乗るということは、なかなか行けないので、われわれ3歳以上というルールを持っているのです。

そのことも含めて合議制というか、議論して、合意を得ながら進めていくというのは、ここしかないのではということなのです。

【部会長】

はい。ありがとうございました。時間も押してきていますので、今度、新しく作って行く部会で、一定の広域調整とかをルールとか、確認をしていくということで、先ほど事務局がおっしゃってくださったこのような議論があったのだということも、市町村や事業対象者に伝えていただくという形でお願いいたします。

【委員】

もう一つ、園長の資格が飛んでいます。それは変わらないから書いていないのですか。審査要件の中に園長をもう少し丁寧に審査したとか、保育所には厳しい話にはなりますが。

【事務局】

園長の資格は、幼保連携型を国で決めていますので、そのルールです。

【委員】

そのままいくので、ここに載っていないと考えたらいいですね。

【事務局】

国の施行規則の通りということですよ。

【委員】

できれば、あまりにも国は緩やかなので、あれを見ると誰でもなれますと書いているのと一緒ですので、できれば適切な人を選ぶような何かがあれば、保育所の方は、期待されるかたは幼稚園よりは多いと思います。

【委員】

必要ですね。

【委員】

われわれもある程度、自己防衛として必要だと思います。

【部会長】

ほかにはどうですか。今、安家先生から論点を先に議論してしまいましたが、今、主な点をおっしゃってくださいましたが、時間をオーバーして申し訳ないですが、よろしいですか。

それではその他案件がありますので、事務局からお願いいたします。

【事務局】

その他というのは特に結構です。27日に審議会がございますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】

それでは特にないということですので、時間オーバーしてしまい、進行が遅れて申し訳ございませんでした。進行を事務局にお返しいたします。

(終了)